

山口県報

平成 25 年
1 月 8 日
(火曜日)

目 次

○告示	保安林指定の解除(山口市)(森林整備課).....	一
	小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課).....	一
	中型まき網漁業及び瀬戸内海機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課).....	一
	土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....	二
○公告	宇部都市計画及び山口市計画下水道の変更の案の縦覧(都市計画課).....	二
	開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....	三
○選管告示	山口県選挙管理委員会委員長選挙において当選人となった者の住所及び氏名.....	三
	山口県告示第三号	
	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。	
	平成二十五年一月八日	
一	解除に係る保安林の所在場所	
	山口市阿東篠目字奥叶一三一六の一九	
二	保安林として指定された目的	



- 三 水源の涵養
解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第四号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十五年一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 対象船舶
- (一) 瀬戸内海(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第一百零九条第二項に規定する瀬戸内海をいう。)を操業区域とする船舶
- (二) 山口県漁業調整規則第四十九条の表小型機船底びき網漁業の項一、二及び四に掲げる海域を操業区域とする船舶(漁業法第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項第二号に規定する手繰第二種漁業に使用する船舶に限る。)
- 二 申請期間
- 平成二十五年二月十六日から同年三月一日まで

山口県告示第五号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、瀬戸内海機船底びき網漁業及び中型まき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成二十五年一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

申請期間
平成二十五年二月十六日から同年三月一日まで

山口県告示第六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十五年一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 起業者の名称

周南市

二 事業の種類

須々万地区農業集落排水施設（仮称）整備事業

三 起業地

(一) 収用の部分

周南市大字須々万本郷字飛長地内

(二) 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係

須々万地区農業集落排水施設（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十一条第一号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係

本件事業の起業者である周南市は、下水道事業会計により予算措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められる。

(三) 法第二十条第三号関係

ア 本件事業の施行により得られる利益は、生活雑排水の河川及び農業用水路への流出を防止すること並びに生活雑排水による水質汚濁に起因する農業被害及び環境被害を解消することにより、農村における生活環境を改善することである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業により設けられる農業集落排水処理施設（以下「本件施設」という。）から処理水が排出されること及び本件施設を整備することにより周辺環境が影響を受けることである。しかし、本件施設が法律で定める基準を満たす処理能力を有する施設であること並びに起業者の調査によれば起業地の周辺において起業者が保護のための特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は、軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、人家に隣接していないこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。

オ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係
本件事業は、生活雑排水の河川及び農業用水路への流出を防止するとともに生活雑排水による水質汚濁に起因する農業被害及び環境被害を解消するため早急に実施されるべき事業であることから、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。

五 起業地を表示する図面の縦覧場所
周南市上下水道局下水道施設課

(三) 宇部都市計画及び山口都市計画下水道の変更の案の縦覧
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、宇部都市計画及び山口都市計画下水道を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る宇部都市計画及び山口都市計画下水道の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 都市計画の種類及び名称

宇部都市計画及び山口都市計画下水道宇部市、山口市公共下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

宇部市大字東岐波

三 変更の内容

施設の位置及び区域の変更

都市計画の案の縦覧期間

平成二十五年一月八日から二週間

都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整

備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

山口県土木建築部都市計画課、宇部市土木建築部都市政策推進課及び山口市都市整備課

備部都市計画課

(四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年一月八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 工区に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字麻郷字松崎(一工区)

二 開発許可を受けた者

田布施町



山口県選挙管理委員会告示第一号

平成二十四年十二月二十五日に行つた山口県選挙管理委員会委員長の選挙において当選人となつた者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十五年一月八日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

住 所 氏 名

山口市吉敷赤田一丁目三番一〇号 中村 正昭

平成
二十五年
二月八日
発行

発行
行人所

山口
県知事
庁